

iD会員特約（統合型：個人用）／「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（iD会員）

条文		改定後	改定前
第11条（会員保障制度）	第3項	<p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) iD会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) iD会員の家族・同居人・当社から送付した本カードまたは第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) iD会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 暗証番号入力を伴う取引についての損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りでありませ</p> <p>ん。）</p> <p><b>(7) iD会員が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害がiD会員の過失に起因する場合</b></p> <p>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p><b>(10) その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</b></p>	<p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) iD会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) iD会員の家族・同居人・当社から送付した本カードまたは第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) iD会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 暗証番号入力を伴う取引についての損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りでありませ</p> <p>ん。）</p> <p>(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</p>
第14条（再発行）	-	<p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当社所定の<b>方法で届出を行い</b>、当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当社所定の<b>届けを提出し</b>、当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>